

## 日進市福祉有償運送における運営指針

確定	平成18年	3月17日	日進市有償運送運営協議会
改正	平成18年	12月15日	日進市有償運送運営協議会
改正	平成19年	4月27日	日進市有償運送運営協議会
改正	平成28年	12月13日	日進市有償運送運営協議会

## 1 目的

この指針は、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条による登録申請に必要とされる日進市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）における協議事項に関して必要な事項を定めることにより、協議会における円滑な協議運営を行うことを目的とする。

## 2 運送主体

福祉有償運送の運送主体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法令により営利を目的としないものと位置づけられている法人又は市が自ら主宰するボランティア組織であること。  
（具体的には、特定非営利活動法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人、公益法人等をいう。）
- (2) 福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。
- (3) 福祉有償運送の確保について、市長から具体的な協力依頼を受けた法人であること。  
（具体的には、市長が依頼の相手方となる法人名、依頼の対象となる福祉有償運送行為を示した書面とする。）
- (4) 法人及びその法人の役員が道路運送法第79条の4第1号から第4号に該当するものでないこと。

## 3 利用対象者

運送主体となる法人に会員として登録してある者が次のいずれかに該当し、かつ、単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添い人とする。

また、申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明等を求め、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行なう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項又は第2項に規定する要介護者又は要支援者

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による身体障害者
- (3) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

#### 4 運送の形態等

福祉有償運送の発地又は着地のいずれかが、市の区域内にあることを要する。（運送主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者、住民等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成して、適切に管理するものとする。）

#### 5 使用車両

(1) 次のいずれかに該当する車両を使用しなければならない。

- ① 車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車
- ② 回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車
- ③ セダン型等の一般車両

(2) 使用権原

使用する車両は、運営主体が使用権原を有しなければならない。ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ② 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(3) 車両の表示等

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示しなければならない。

なお、表示事項及び方法は次のとおりとする。

- ① 名称
- ② 「有償運送車両」の文字
- ③ 登録番号
- ④ 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル

ル以上とする。

なお、自家用有償旅客運送を行なう場合は、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

## 6 運転者

普通第二種免許を有することを原則とする。ただし、普通二種免許を有していない場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して、十分な能力及び経験を有していると認められることを要するため、申請日前2年以上の運転歴及び運転免許停止処分を受けていない期間があること、かつ、次に掲げる事項のいずれかを満たしているかを考慮し検討するものとする。

ただし、新規登録者及びみなしの自家用有償旅客運送者については、施行日から1年を経過する日までの間はこの規定は適用しない。

- ① 国土交通大臣が認定する講習を終了していること。
- ② 前号に掲げる要件に準ずるものとして、国土交通大臣が認める要件を備えていること。

## 7 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画がなければならない。

また、福祉有償運送を行った場合についても、前段の保険適用ができる旨の承認を文書で証明すること。

## 8 旅客から収受する対価

### (1) 対価の範囲

旅客から収受する対価は、運送サービスの対価（以下「運送の対価」という。）及び運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価（迎車回送料金、待機料金、介助料、添乗料並びにストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。（以下「運送の対価以外の対価」という。))の範囲内とする。

また、介助料については、介護保険又は障害福祉サービスを利用しない場合において、乗降に係る介助が必要な場合に適用するものとする。

### (2) 対価の設定方法

- ① 運送の対価は、距離制、時間制、又は定額制のいずれかの方法により設定されていることを要する。ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。
- ② 運送の対価以外の対価は、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準が明確に定められていることを要する。

### (3) 対価の設定基準

旅客から収受する対価は、実費の範囲内であり、かつ、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内として、次に掲げる基準を目安として設定されていることを要する。

ア 運送の対価は、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）のおおむね2分の1以下とする。

イ 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること。

ウ 運送の対価を定額制により設定する場合は、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

エ 運送の対価を距離制又は時間制により定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点から走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価がおおむね2分の1以下であること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収しないこと。

### (4) 対価の提示等

旅客から収受する対価を、あらかじめ旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明すること。対価を変更するときも同様とする。

## 9 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要するものとする。（具体的には、次に掲げる点に留意して整備しなければならないものとする。）

① 運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること、また、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿が作成され、適切に管理されていること。

② 運転者が自家用自動車を提供し、運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあつては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制が整っていること。

③ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。

④ 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計

画があること。

- ⑤ 日進市、運送主体の双方において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。
- ⑥ 日進市、運送主体の双方において、利用者からの苦情に対し、適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。
- ⑦ 日進市、運送主体の双方において、その他福祉有償運送の条件が常時確保されているかどうかの管理体制が整っており、責任者が明確であること。
- ⑧ 上記⑤、⑥及び⑦における日進市の所管部署は、健康福祉部地域福祉課とし、責任者は、地域福祉課長とする。

## 1 0 各種報告と登録の変更及び更新

### (1) 実施状況等報告

運送主体は、運送の実施状況等の報告を「日進市福祉有償運送における運営指針細則」（以下「指針細則」という。）に定めるところにより行うことを要する。

### (2) 変更の登録

運送主体は、道路運送法第79条の登録後において、運送の実施内容を変更する場合又は変更が生じた場合、指針細則に定める手続きを行うことを要する。

### (3) 更新の登録

運送主体は、道路運送法第79条の登録の有効期間満了の後、引き続き運送を行おうとする場合は、指針細則に定める手続きを行うことを要する。

## 1 1 合意の解除

日進市は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、愛知運輸支局と緊密な連携を図り、必要に応じ、協議会において合意の解除を協議するものとする。

ア 運送主体が道路運送法第79条の12第1項の規定に基づき業務の停止を命じられ、又は登録を取り消されたとき。

イ 日進市が運送主体からの苦情及び事故、その他の連絡を受け、協議会において対応を協議し必要な指導を行ったにもかかわらず、当該運送主体がこれに従わないとき。

ウ その他当該運送主体による運送の適切な運営に問題があると認められるとき。

## 1 2 その他

本指針に定める事項について、追加・変更等の必要が生じたときは、会長が協議会に諮り決定するものとする。